

○島根県附属機関設置条例（抄）

昭和43年6月28日
島根県条例第15号

島根県附属機関設置条例をここに公布する。

島根県附属機関設置条例

（この条例の趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置については、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（附属機関の設置及びその担任事務）

第2条 別表の左欄に掲げる執行機関に同表の中欄に掲げる附属機関を置き、その担任事務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	担任事務
知事	島根県総合 開発審議会	知事の諮問に応じ、県の総合開発に関する重要事項を調査審議すること。